

## 羽島市議会議員政治倫理審査会規程

- 第1 この規程は、羽島市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）第3に規定する羽島市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営等について定めることを目的とする。
- 第2 審査会の組織等は、次のとおりとする。
- 1 審査会は、議長が指名する委員8名をもって組織する。
  - 2 委員は、議員の中から必要の都度議長が任命するものとし、当該審査が終了したときは、解任されるものとする。
  - 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
  - 4 委員長は、会議を招集及び主宰し、副委員長は、委員長に事故のあるときに委員長の職務を行う。
- 第3 審査会の運営等は、次によるものとする。
- 1 審査会が、審査結果及び要綱第4に定める勧告その他の措置を決定しようとするときは、出席委員の全員一致による議決を要するものとする。
  - 2 審査会の会議は、非公開とし、会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、すべて委員長が行う。
  - 3 審査会は、審査のため必要があるときは、議員等の出席を求め、その意見又は事情を聴取することができる。
  - 4 審査会は、審査のため必要があるときは、審査の申し立てをされた議員に対し事件の経過、状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
  - 5 審査の申し立てをされた議員は、審査会の会議において口頭又は文書をもって弁明することができる。
  - 6 審査会は、市長その他の執行機関に対し、要綱の適切な運用を図るため必要な資料の協力を求めることができるものとする。
  - 7 この規程に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、その都度審査会の会議に諮って定める。